

議 案 書

令 和 3 年 9 月

第 4 回 定 例 会

松 山 市

目 次

議案番号	件 名	議決結果	ページ
認定 1	令和2年度松山市一般・特別会計決算の認定について		1
2	令和2年度松山市公営企業会計剰余金の処分及び決算の認定について		3
承認 7	令和3年度松山市一般会計補正予算（第7号）を定める専決処分の承認を求めることについて		5
8	令和3年度松山市一般会計補正予算（第8号）を定める専決処分の承認を求めることについて		17
議案 70	令和3年度松山市一般会計補正予算（第9号）		25
71	令和3年度松山市競輪事業特別会計補正予算（第1号）		31
72	令和3年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）		33
73	令和3年度松山市道後温泉事業特別会計補正予算（第1号）		35
74	松山市手数料条例の一部改正について		37
75	松山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について		39
76	松山市公衆浴場法施行条例の一部改正について		43
77	松山市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について		45
78	工事請負契約の締結について（番町公民館改築主体その他工事）		47
79	財産の取得について（高規格救急自動車）		49
80	市道路線の認定について		51

（追加提出予定分）

議案番号	件 名	議決結果	ページ
	人権擁護委員候補者の推薦について		

令和3年9月3日提出

松山市長 野 志 克 仁

令和2年度松山市一般・特別会計決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度松山市一般・特別会計決算を別冊のとおり認定に付する。

提出書類

1. 令和2年度松山市一般・特別会計歳入歳出決算書
2. 令和2年度松山市一般・特別会計歳入歳出決算事項別明細書
3. 令和2年度松山市一般・特別会計実質収支に関する調書
4. 令和2年度松山市財産に関する調書
5. 令和2年度松山市一般・特別会計決算に係る主要な施策の成果説明書
6. 令和2年度松山市運用基金状況書
7. 令和2年度松山市各会計決算審査意見書
令和2年度松山市各基金運用状況審査意見書

(参 照)

地方自治法（抄）

(決 算)

第233条

- 3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。
- 5 普通地方公共団体の長は、第3項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。

(基 金)

第241条

- 5 第1項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場

合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、第233条第5項の書類と併せて議会に提出しなければならない。

地方自治法施行令（抄）

（決 算）

第166条

- 2 地方自治法第233条第1項及び第5項に規定する政令で定める書類は、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書とする。

認定第2号

令和3年9月3日提出

松山市長 野 志 克 仁

令和2年度松山市公営企業会計剰余金の処分及び決算の認定について

地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和2年度松山市公営企業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）及び欠損金処理計算書（案）のとおり処分し、併せて同法第30条第4項の規定により、令和2年度松山市公営企業会計決算を別冊のとおり認定に付する。

提出書類

1. 令和2年度松山市水道事業会計・簡易水道事業会計・工業用水道事業会計・公共下水道事業会計決算書
2. 令和2年度松山市公営企業会計決算審査意見書

（参 照）

地方公営企業法（抄）

（決 算）

第30条

- 4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定に付さなければならない。

（剰余金の処分等）

第32条

- 2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

承認第7号

令和3年9月3日提出

松山市長 野 志 克 仁

令和3年度松山市一般会計補正予算（第7号）を定める専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

（提案理由）

新型コロナウイルス対策営業時間短縮等協力金の給付により、営業時間短縮の要請に応じた飲食店の経営継続を支援することとなったことから、補正予算を専決処分により定めたので、議会に報告し、その承認を求めるため、本案を提出する。

（参 照）

地方自治法（抄）

（専決処分）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

令和3年度松山市一般会計補正予算(第7号)を定める専決処分について

新型コロナウイルス対策営業時間短縮等協力金の給付により、営業時間短縮の要請に応じた飲食店の経営継続を支援するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をするものである。

記

令和3年度松山市一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,181,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ209,759,536千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		55,501,286 千円	1,899,540 千円	57,400,826 千円
	2 国庫補助金	15,069,172	1,899,540	16,968,712
17 県支出金		17,396,784	239,340	17,636,124
	2 県補助金	5,066,360	239,340	5,305,700
20 繰入金		14,202,323	40,000	14,242,323
	1 基金繰入金	14,168,941	40,000	14,208,941
22 諸収入		6,616,516	2,120	6,618,636
	4 雑入	2,052,228	2,120	2,054,348
歳入	合計	207,578,536	2,181,000	209,759,536

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商工費		18,020,863 千円	2,181,000 千円	20,201,863 千円
	1 商工費	16,592,418	2,181,000	18,773,418
歳出	合計	207,578,536	2,181,000	209,759,536

歳入歳出補正予算事項別明細書

(松山市一般会計)

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	55,501,286 千円	1,899,540 千円	57,400,826 千円
17 県支出金	17,396,784	239,340	17,636,124
20 繰入金	14,202,323	40,000	14,242,323
22 諸収入	6,616,516	2,120	6,618,636
歳入 合 計	207,578,536	2,181,000	209,759,536

(歳出)

款	補正額の財源内訳							
	補正前の額	補正額	計	国県支出金	地方債	その他	一財	一般源
7 商工費	千円 18,020,863	千円 2,181,000	千円 20,201,863	千円 2,138,880	千円 2,138,880	千円	千円	千円 42,120
歳出合計	207,578,536	2,181,000	209,759,536	2,138,880				42,120

2 歳入

(款) 16 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 総務費国庫補助金	千円 9,758,371	千円 1,899,540	千円 11,657,911	9 新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金	千円 1,899,540	新型コロナウイルス感染症対応地方創生 臨時交付金 (定額) (新型コロナウイルス対策営業時間短縮等 協力金事業)	千円
計	15,069,172	1,899,540	16,968,712	-	-	-	-

(款) 17 県支出金 (項) 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
6 商工費県補助金	千円 1,295,778	千円 239,340	千円 1,535,118	2 商工振興費県補助金	千円 239,340	新型コロナウイルス対策営業時間短縮等 協力金事業費 (1/2・1/10)	千円
計	5,066,360	239,340	5,305,700	-	-	-	-

(款) 20 繰入金 (項) 1 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金	千円 8,990,000	千円 40,000	千円 9,030,000	1 財政調整基金繰入金	千円 40,000	千円
繰入金						
計	14,168,941	40,000	14,208,941	—	—	—

(款) 22 諸収入 (項) 4 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
9 雑入	千円 3,068	千円 2,120	千円 5,188	1 雑入	千円 2,120	千円
計	2,052,228	2,120	2,054,348	—	—	—

3 歳 出
 (款) 7 商工費 (項) 1 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
3 商工振興費	千円 15,770,683	千円 2,181,000	千円 17,951,683	千円 国庫支出金 1,899,540 県支出金 239,340 特定財源計 2,138,880 一般財源 42,120	千円	千円	新型コロナウイルス対策営業時 間短縮等協力金事業
					3 職員手当等	5,000	
					12 委託料	100,000	
					18 負担金補助 及び交付金	2,076,000	
計	16,592,418	2,181,000	18,773,418	-	-	-	-

補正予算給与費明細書(松山市一般会計)

1 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	(649) 3,645	704,711	13,172,418	9,228,025	23,105,154	4,375,084	
補正前	(649) 3,645	704,711	13,172,418	9,223,025	23,100,154	4,375,084	
比 較	(0) 0	0	0	5,000	5,000	0	

※()内は短時間勤務職員を外書きしたものです。

職員手当の内訳	区 分	時間外勤務手当 (千円)
	補正後	1,123,712
	補正前	1,118,712
	比 較	5,000

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給		与		共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	費 計 (千円)	費 計 (千円)			
補正後	(82) 2,906	11,654,852	8,639,447	20,294,299	3,885,658	24,179,957		
補正前	(82) 2,906	11,654,852	8,634,447	20,289,299	3,885,658	24,174,957		
比較	(0) 0	0	5,000	5,000	0	5,000		

※()内は短時間勤務職員を外書きしたものです。

職員手当の内訳	区分	時間外勤務手当 (千円)
	補正後	1,025,721
	補正前	1,020,721
比較		5,000

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給 料				与 費		合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)	共 済 費 (千円)			
補正後	(567) 739	704,711	1,517,566	588,578	2,810,855	489,426	3,300,281		
補正前	(567) 739	704,711	1,517,566	588,578	2,810,855	489,426	3,300,281		
比 較	(0) 0	0	0	0	0	0	0		

※()内は短時間勤務職員を外書きましたものです。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
職員手当	5,000	その他の増減分 5,000		

令和3年9月3日提出

松山市長 野 志 克 仁

令和3年度松山市一般会計補正予算（第8号）を定める専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

（提案理由）

新型コロナウイルス対策営業時間短縮等協力金の給付により、営業時間短縮の要請に応じた飲食店の経営継続を支援することとなったことから、補正予算を専決処分により定めたので、議会に報告し、その承認を求めるため、本案を提出する。

（参 照）

地方自治法（抄）

（専決処分）

- 第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。
- 3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

令和3年度松山市一般会計補正予算(第8号)を定める専決処分について

新型コロナウイルス対策営業時間短縮等協力の給付により、営業時間短縮の要請に応じた飲食店の経営継続を支援するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をするものである。

記

令和3年度松山市一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,815,040千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ212,574,576千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		57,400,826 千円	2,521,561 千円	59,922,387 千円
	2 国庫補助金	16,968,712	2,521,561	19,490,273
17 県支出金		17,636,124	279,504	17,915,628
	2 県補助金	5,305,700	279,504	5,585,204
20 繰入金		14,242,323	10,000	14,252,323
	1 基金繰入金	14,208,941	10,000	14,218,941
22 諸収入		6,618,636	3,975	6,622,611
	4 雑入	2,054,348	3,975	2,058,323
歳入	合計	209,759,536	2,815,040	212,574,576

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商工費		20,201,863 千円	2,815,040 千円	23,016,903 千円
	1 商工費	18,773,418	2,815,040	21,588,458
歳出	合計	209,759,536	2,815,040	212,574,576

歳入歳出補正予算事項別明細書

(松山市一般会計)

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	57,400,826 千円	2,521,561 千円	59,922,387 千円
17 県支出金	17,636,124	279,504	17,915,628
20 繰入金	14,242,323	10,000	14,252,323
22 諸収入	6,618,636	3,975	6,622,611
歳入合計	209,759,536	2,815,040	212,574,576

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
7 商工費	千円 20,201,863	千円 2,815,040	千円 23,016,903	千円 2,801,065	千円 2,801,065	千円 13,975	
歳出合計	209,759,536	2,815,040	212,574,576	2,801,065		13,975	

2 歳入
 (款) 16 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 総務費国庫補助金	千円 11,657,911	千円 2,521,561	千円 14,179,472	9 新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金	千円 2,521,561	新型コロナウイルス感染症対応地方創生 臨時交付金 (定額) (新型コロナウイルス対策営業時間短縮等 協力金事業)
計	16,968,712	2,521,561	19,490,273	—	—	—

(款) 17 県支出金 (項) 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6 商工費県補助金	千円 1,535,118	千円 279,504	千円 1,814,622	2 商工振興費県補助金	千円 279,504	新型コロナウイルス対策営業時間短縮等 協力金事業費 (1/10)
計	5,305,700	279,504	5,585,204	—	—	—

(款) 20 繰入金 (項) 1 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金	千円 9,030,000	千円 10,000	千円 9,040,000	1 財政調整基金繰	千円 10,000	千円
繰入金				入金		
計	14,208,941	10,000	14,218,941	—	—	

(款) 22 諸収入 (項) 4 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
9 雑入	千円 5,188	千円 3,975	千円 9,163	1 雑入	千円 3,975	千円
計	2,054,348	3,975	2,058,323	—	—	

3 歳 出
 (款) 7 商工費 (項) 1 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
3 商工振興費	千円 17,951,683	千円 2,815,040	千円 20,766,723	千円 国庫支出金 2,521,561 県支出金 279,504 特定財源計 2,801,065 一般財源 13,975	12 委 託 料	千円 2,815,040	千円 新型コロナウイルス対策営業時 間短縮等協力金事業 2,815,040
計	18,773,418	2,815,040	21,588,458	—	—	—	—

令和3年度松山市一般会計補正予算（第9号）

令和3年度松山市一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,694,201千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ217,268,777千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和3年9月3日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
12 地方交付税		17,826,000 千円	467,000 千円	18,293,000 千円
	1 地方交付税	17,826,000	467,000	18,293,000
14 分担金及び負担金		686,940	25,826	712,766
	1 分担金	10,845	25,215	36,060
	2 負担金	676,095	611	676,706
16 国庫支出金		59,922,387	2,759,779	62,682,166
	1 国庫負担金	40,326,446	1,087,448	41,413,894
	2 国庫補助金	19,490,273	1,669,265	21,159,538
17 県支出金	3 委託金	105,668	3,066	108,734
		17,915,628	122,441	18,038,069
	2 県補助金	5,585,204	122,441	5,707,645
20 繰入金		14,252,323	530,000	14,782,323
	1 基金繰入金	14,218,941	530,000	14,748,941
21 繰越金		900,000	371,076	1,271,076
	1 繰越金	900,000	371,076	1,271,076
22 諸収入		6,622,611	1,479	6,624,090
	4 雑入	2,058,323	1,479	2,059,802

23 市債		14,431,400	416,600	14,848,000
1 市債		14,431,400	416,600	14,848,000
歳入	合計	212,574,576	4,694,201	217,268,777

歳出	款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費			14,605,159 千円	1,066 千円	14,606,225 千円
	1 総務管理費		11,308,835	1,066	11,309,901
3 民生費			99,778,777	3,671	99,782,448
	1 社会福祉費		41,676,067	3,671	41,679,738
4 衛生費			20,138,870	3,186,705	23,325,575
	1 保健衛生費		3,394,190	720,365	4,114,555
	2 保健所費		10,370,850	2,466,340	12,837,190
6 農林水産業費			2,682,870	416,216	3,099,086
	1 農業費		1,406,867	38,174	1,445,041
	2 農業土木費		655,804	378,042	1,033,846
7 商工費			23,016,903	34,000	23,050,903
	1 商工費		21,588,458	25,000	21,613,458
	2 観光費		1,428,445	9,000	1,437,445
8 土木費			15,262,777	556,314	15,819,091

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 道路橋梁費	2,487,048 千円	392,000 千円	2,879,048 千円
	3 河川費	932,051	164,314	1,096,365
9 消防費	1 消防費	4,930,311	2,000	4,932,311
		4,930,311	2,000	4,932,311
11 災害復旧費		174,206	494,229	668,435
	1 農林水産施設災害復旧費	174,206	494,229	668,435
歳出	合計	212,574,576	4,694,201	217,268,777

第2表 債務負担行為補正（松山市一般会計）

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
埋立ごみ収集運搬委託	令和3年度～令和8年度	117,000
資源及び 物別回収保管 化選搬運委託	令和3年度～令和8年度	3,798,000
学校給食運搬業務委託	令和3年度～令和6年度	122,400

千円

第3表 地方債補正 (松山市一般会計)

1 変更

起債の目的	補正前			補正後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農林水産基盤整備事業	千円	<ol style="list-style-type: none"> 借入先 財務省, 地方公共 団体金融機構その他 借入方法 普通貸借又は証券 発行の方法による。 借入時期 令和3年度。ただ し工事又は財政の都 合により起債額の全 部若しくは一部を翌 年度に繰り越し借入 れることができる。 	年5% 以内 (ただし, 利 率見直し方 式で借り入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 等につい て, 利率の 見直しを 行った後に おいては, 当該見直し 後の利率。)	<ol style="list-style-type: none"> 償還期限 30年以内(内据置 5年以内) 償還額及び財源 一般財源及び事業 収入等により元利均等 又は元金均等償還する。 ただし必要に応じ繰上 償還, 償還期限の短縮 又は低利債に借換えす ることができる。 財務省, 地方公共団 体金融機構その他より 借り入れる場合において 前各号の償還の方法が 借入先の融通条件に抵 触するときは, その融通 条件によることができる。 	千円	補正前 と同じ	補正前 と同じ	補正前 と同じ
	120,000	同上	同上	同上	440,000	同上	同上	同上
農林水産施設災害復旧事業					440,000	同上	同上	同上

議案第71号

令和3年度松山市競輪事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度松山市競輪事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表債務負担行為補正」による。

令和3年9月3日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 債務負担行為補正 (松山市競輪事業特別会計)

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
松山競輪の 競輪開催に伴う 給食業務 競輪選手等 委託	令和3年度～令和8年度	180,000 千円

議案第72号

令和3年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表債務負担行為補正」による。

令和3年9月3日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 債務負担行為補正（松山市介護保険事業特別会計）

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 委 託 運 営 業 務	令和3年度～令和6年度	2,138,200 千円

議案第73号

令和3年度松山市道後温泉事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度松山市道後温泉事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表債務負担行為補正」による。

令和3年9月3日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 債務負担行為補正（松山市道後温泉事業特別会計）

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
道後温泉本館管理業務委託	令和3年度～令和6年度	363,300 千円

令和3年9月3日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市手数料条例の一部改正について

松山市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市手数料条例の一部を改正する条例

松山市手数料条例（平成12年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第10号の2を第10号とし、第10号の3を第10号の2とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、個人番号カード再交付手数料を廃止するため、本案を提出する。

令和3年9月3日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

松山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

松山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第50号）の一部を次のように改正する。

目次中「第53条」を「第53条・第54条」に改める。

第5条及び第38条中「その他規則で定める方法」を削る。

第42条第1項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加え、同条第4項中「特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める」を「次のいずれかに該当する」に、「同号」を「第1項第3号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 市長が、児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第42条第5項中「前項」の次に「（第2号に係る部分に限る。）」を加え、「行う者」を「行う施設又は事業所」に改める。

第53条を第54条とし、第4章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準じる方法により一定の事項を

確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

- 3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
 - (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの
 - (2) ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第1号イ及び第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、同項第1号イ中「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、第4項中「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（内閣府令）の改正に伴い、事業者の諸記録の作成、保存等について電磁的記録による対応等を可能とするとともに、所要の規定の整備を図るため、本案を提出する。

議案第76号

令和3年9月3日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市公衆浴場法施行条例の一部改正について

松山市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

松山市公衆浴場法施行条例（平成24年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第42号ア中「10歳」を「7歳」に改める。

付 則

この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（提案理由）

公衆浴場の男女の混浴の制限年齢を10歳以上から7歳以上に引き下げするため、本案を提出する。

令和 3 年 9 月 3 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について

松山市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

松山市道路の構造の技術的基準等を定める条例（平成 25 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 43 条」を「第 44 条」に、「第 44 条」を「第 45 条」に、「第 45 条」を「第 46 条」に改める。

第 33 条中「横断歩道橋等」の次に「自動運行補助施設」を加える。

第 45 条を第 46 条とする。

第 3 章中第 44 条を第 45 条とする。

第 2 章中第 43 条の次に次の 1 条を加える。

（歩行者利便増進道路）

第 44 条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 10 条第 1 項に規定する新設特定道路を除く。）は、松山市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例（平成 25 年条例第 18 号）で定める基準に適合する構造とするものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

道路構造令の改正に伴い、交通安全施設に自動運行補助施設を加えるとともに、歩行者利便増進道路の構造に関する基準を定めるため、本案を提出する。

令和3年9月3日提出

松山市長 野 志 克 仁

工事請負契約の締結について

(番町公民館改築主体その他工事)

次のとおり工事請負契約を締結する。

記

1. 工 事 名 番町公民館改築主体その他工事
2. 施工場所 松山市二番町四丁目3番地4
3. 内 容 公民館 887.5㎡ 鉄骨造 3階建
建築主体工事 1式
屋外整備工事 1式
4. 請 負 人 松山市井門町1508番地2
山本建設株式会社
代表取締役 山本 太平
5. 請負金額 2億2,175万8,900円
6. 契約方法 一般競争入札

(提案理由)

本件は、予定価格1億8,000万円以上の工事の請負契約であるから、条例の定めるところにより請負契約の締結について議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(抄)

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億8,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

令和3年9月3日提出

松山市長 野 志 克 仁

財産の取得について（高規格救急自動車）

次のとおり財産を取得するものとする。

記

1. 取得財産

高規格救急自動車 2台

2. 取得価格

6, 212万8, 000円

3. 契約の相手方

松山市宮田町109番地1

愛媛トヨタ自動車株式会社

代表取締役 大城戸 圭一

4. 契約方法

指名競争入札

（提案理由）

本件は、予定価格6, 000万円以上の物品購入契約であるから、条例の定めるところにより物品購入契約の締結について、議会の議決を求めるため、本案を提出する。

（参 照）

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抄）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格6, 000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5, 000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

令和3年9月3日提出

松山市長 野 志 克 仁

市道路線の認定について

1. 次の路線を市道に認定する。

図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
1	市道 素鷲 187号線	立花四丁目	立花四丁目	
2	市道 雄郡 207号線	土居田町	土居田町	
3	市道 雄郡 208号線	土居田町	土居田町	
4	市道 桑原 282号線	東野三丁目	東野三丁目	
5	市道 道後 200号線	岩崎町二丁目	岩崎町二丁目	
6	市道 味生 300号線	北斎院町	北斎院町	
7	市道 久枝 284号線	久万ノ台	久万ノ台	
8	市道 久枝 285号線	久万ノ台	久万ノ台	
9	市道 堀江 252号線	堀江町	堀江町	
10	市道 堀江 253号線	堀江町	堀江町	
11	市道 余土 256号線	余戸南五丁目	余戸南五丁目	
12	市道 余土 257号線	余戸南五丁目	余戸南五丁目	
13	市道 久米 257号線	南久米町	北久米町	
14	市道 久米 258号線	北久米町	北久米町	
15	市道 小野 242号線	平井町	平井町	
16	市道 石井 538号線	古川南二丁目	古川南二丁目	

図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
17	市道 石井 539号線	居相六丁目	居相六丁目	
18	市道 石井 540号線	北井門三丁目	北井門三丁目	
19	市道 石井 541号線	北土居一丁目	北土居一丁目	
20	市道 石井 542号線	星岡二丁目	星岡二丁目	
21	市道 久谷 196号線	中野町	中野町	
22	市道 桑原 283号線	畑寺二丁目	畑寺二丁目	
23	市道 桑原 284号線	畑寺三丁目	畑寺三丁目	
24	市道 桑原 285号線	畑寺三丁目	畑寺三丁目	
25	市道 石井 543号線	古川南二丁目	古川南二丁目	

(提案理由)

図面番号第1～21号は都市計画法第29条の規定による開発行為の許可に基づき建設された道路で、同法第39条の規定に伴い、第22～25号は一般交通の用に供されている道路で地元からの申請に基づき、市道に認定するため、道路法第8条の規定により、本案を提出する。

(参 照)

都市計画法(抄)

(開発行為の許可)

第29条 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市(以下「指定都市等」という。))の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。)の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

(開発行為等により設置された公共施設の管理)

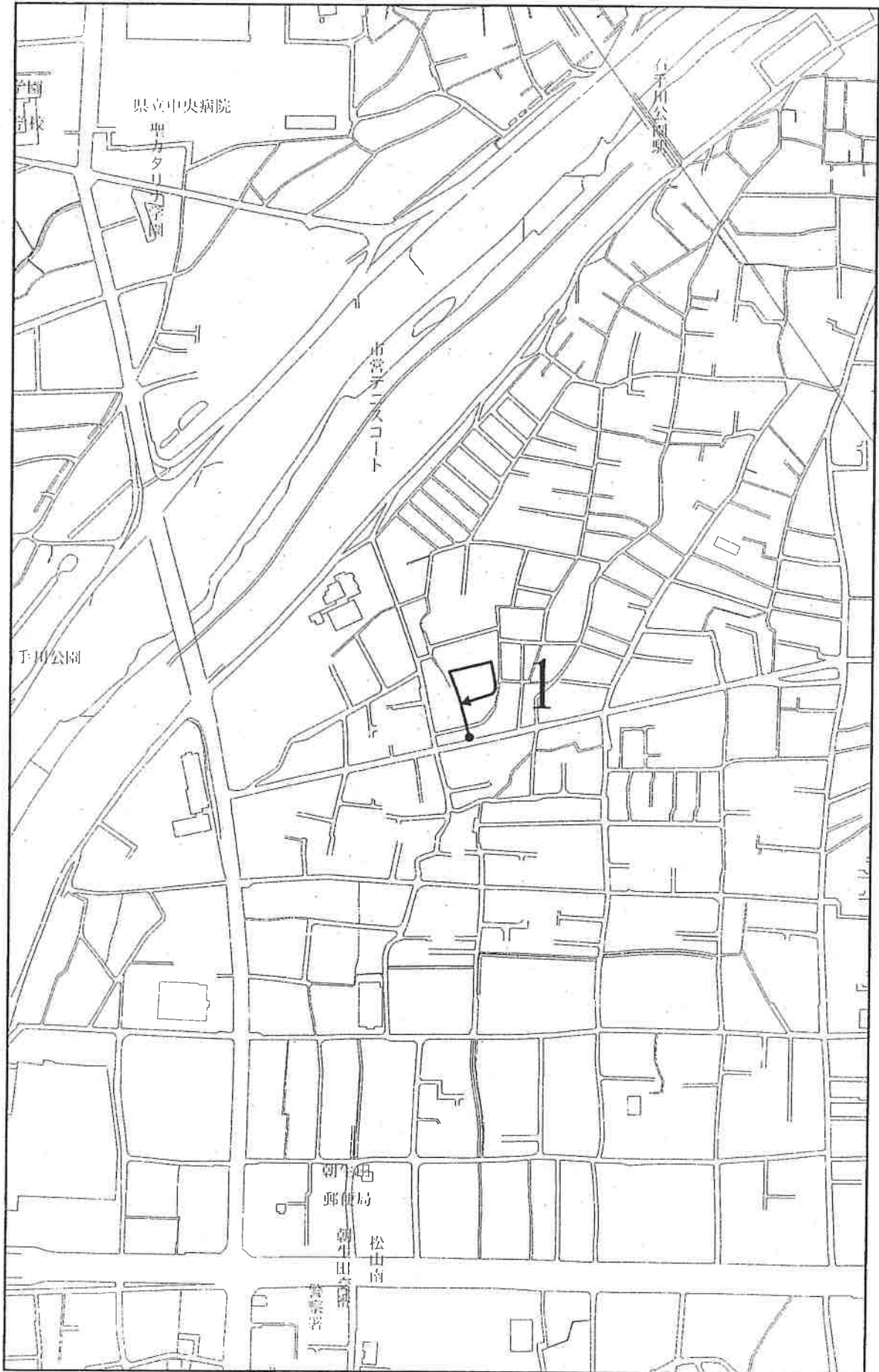
第39条 開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事により公共施設が設置されたときは、その公共施設は、第36条第3項の公告の日の翌日において、その公共施設の存する市町村の管理に属するものとする。ただし、他の法律に基づく管理者が別にあるとき、又は第32条第2項の協議により管理者について別段の定めをしたときは、それらの者の管理に属するものとする。

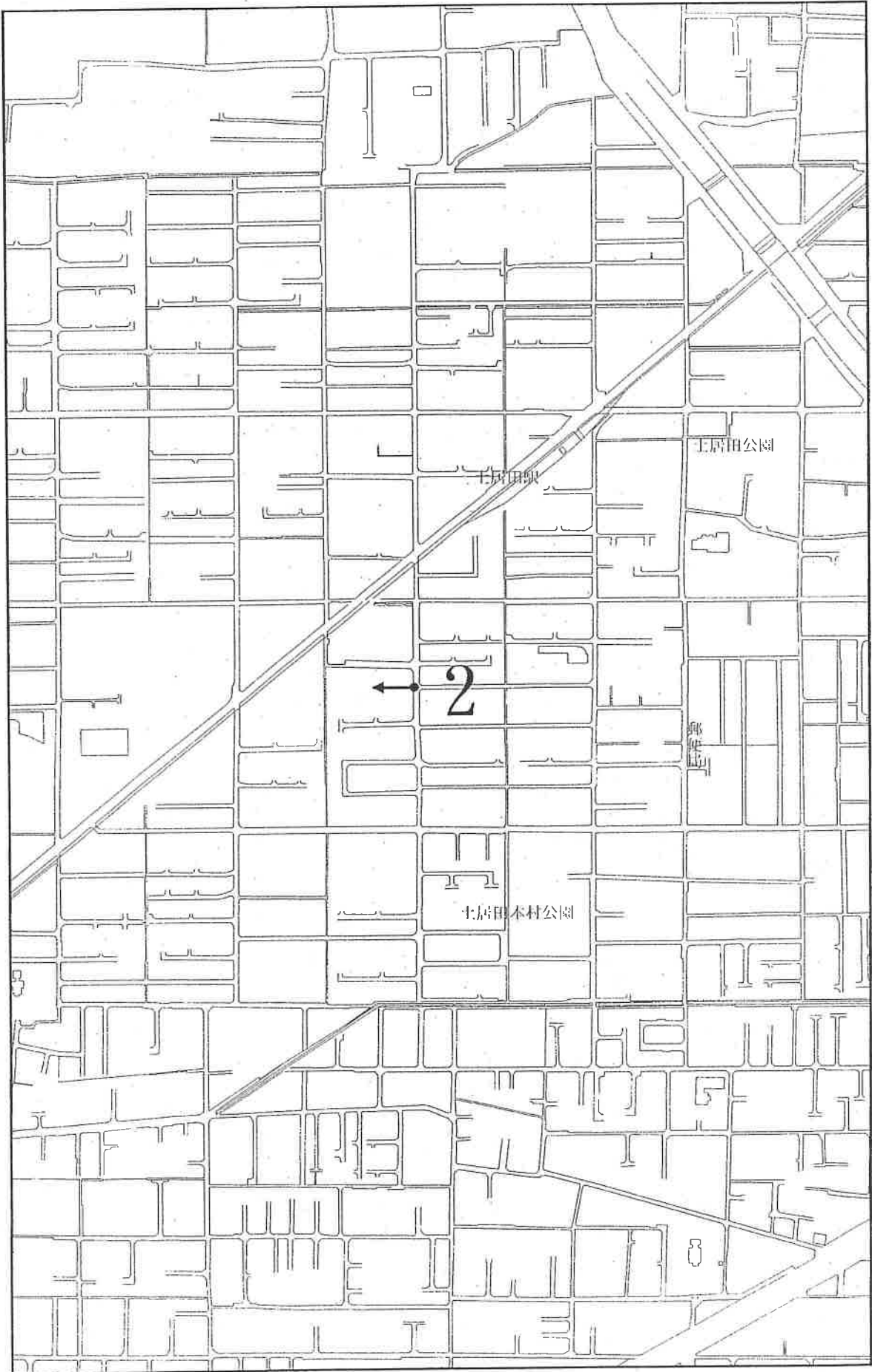
道路法(抄)

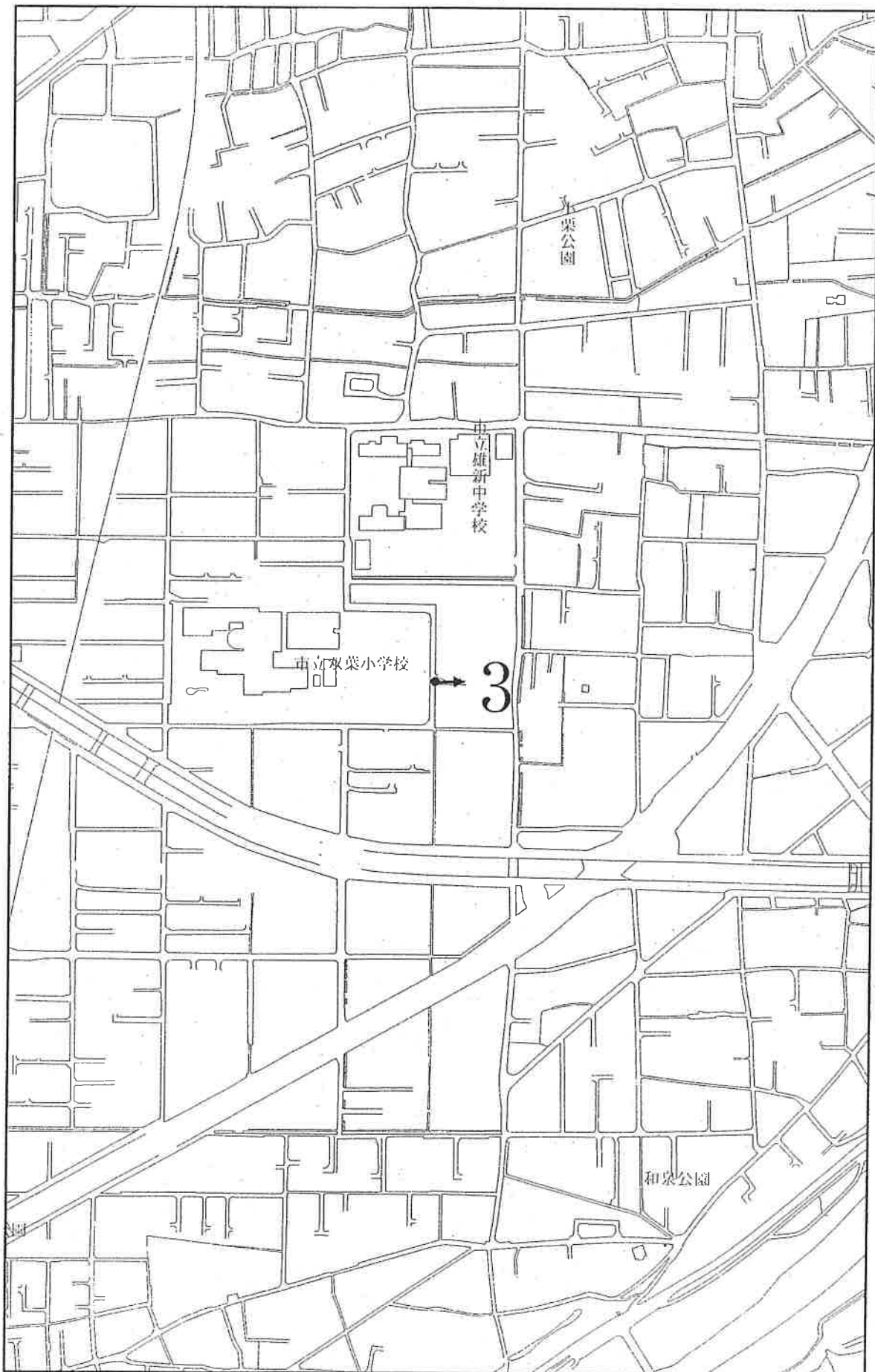
(市町村道の意義及びその路線の認定)

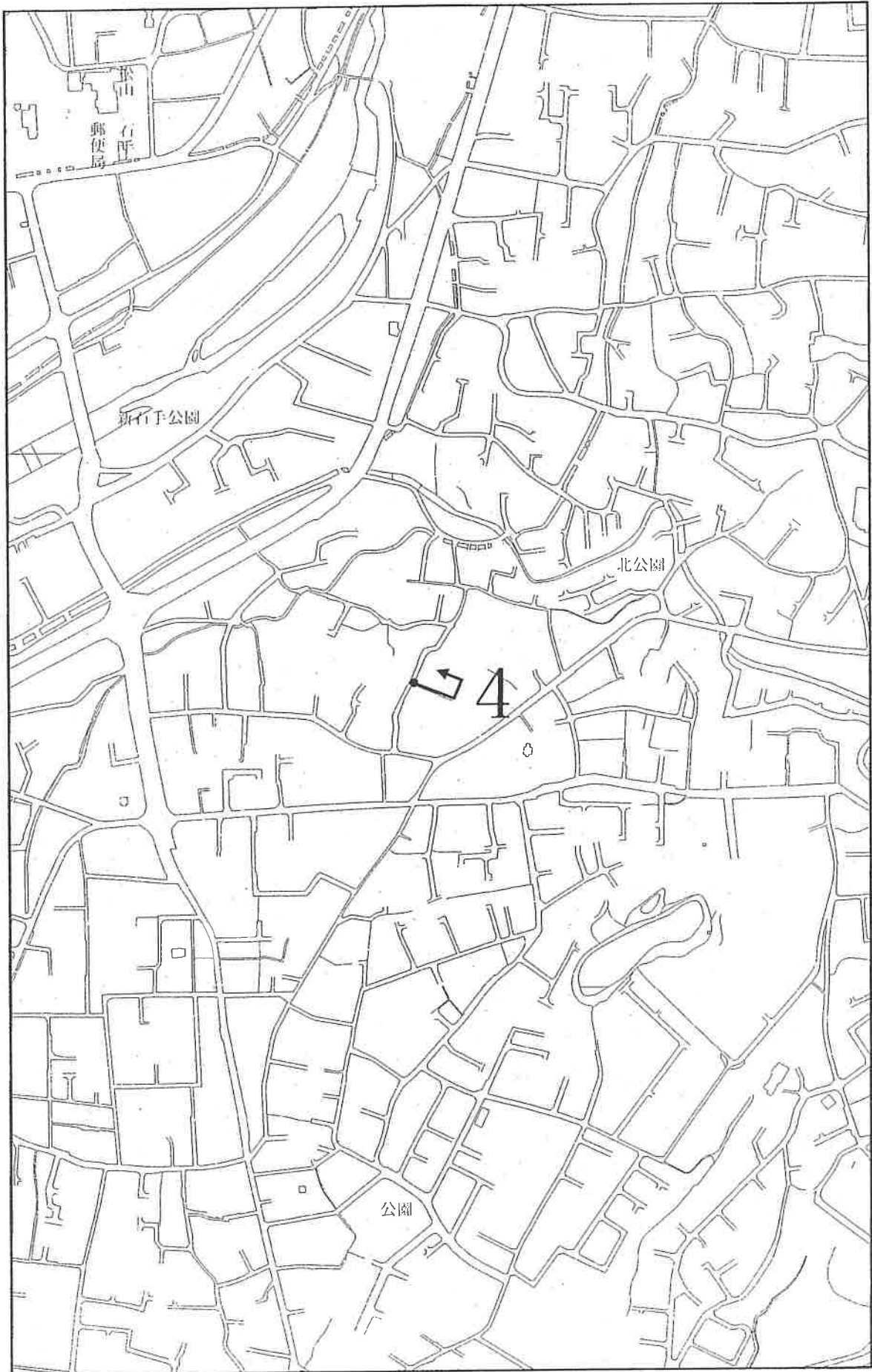
第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。









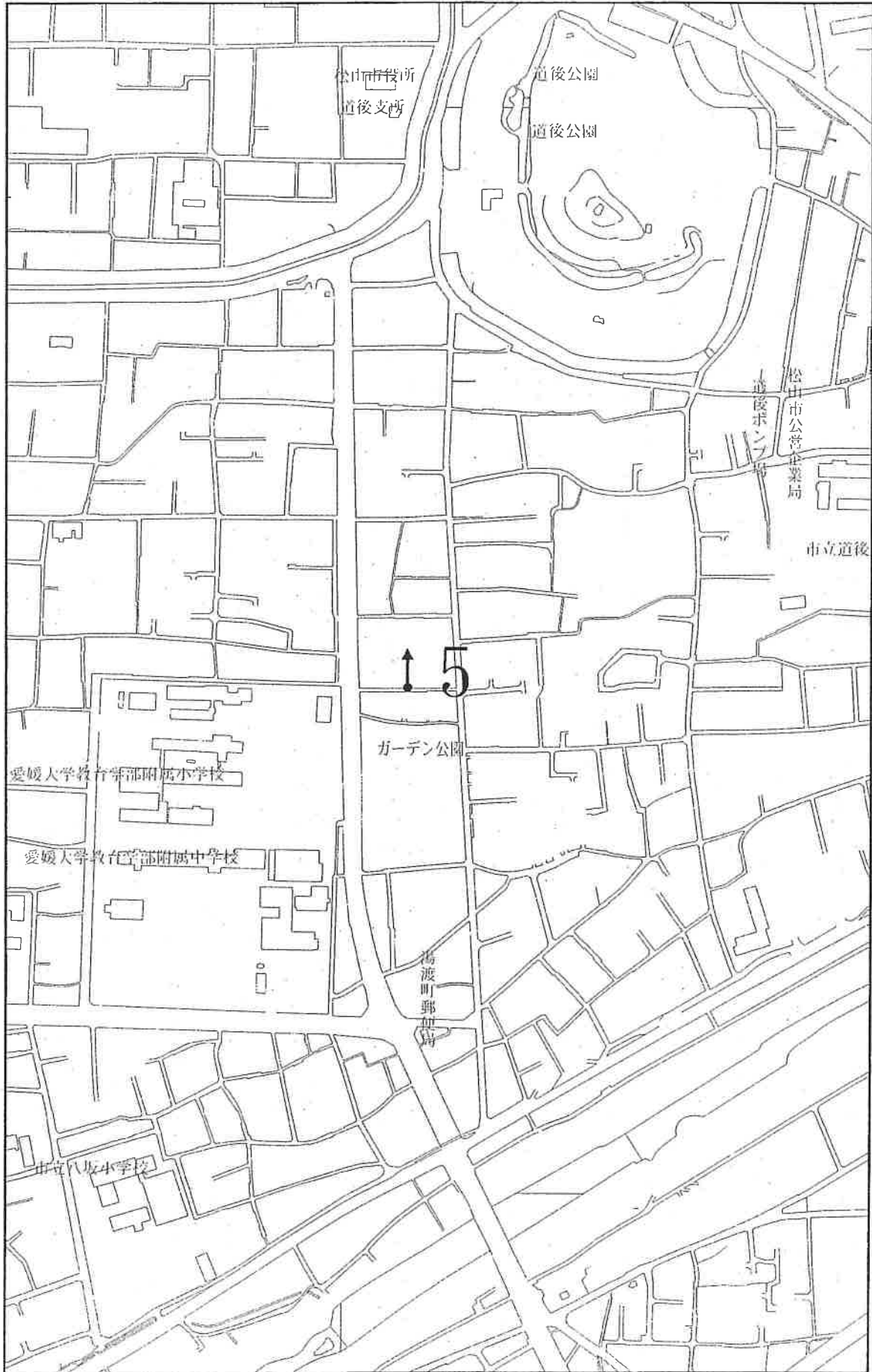
4

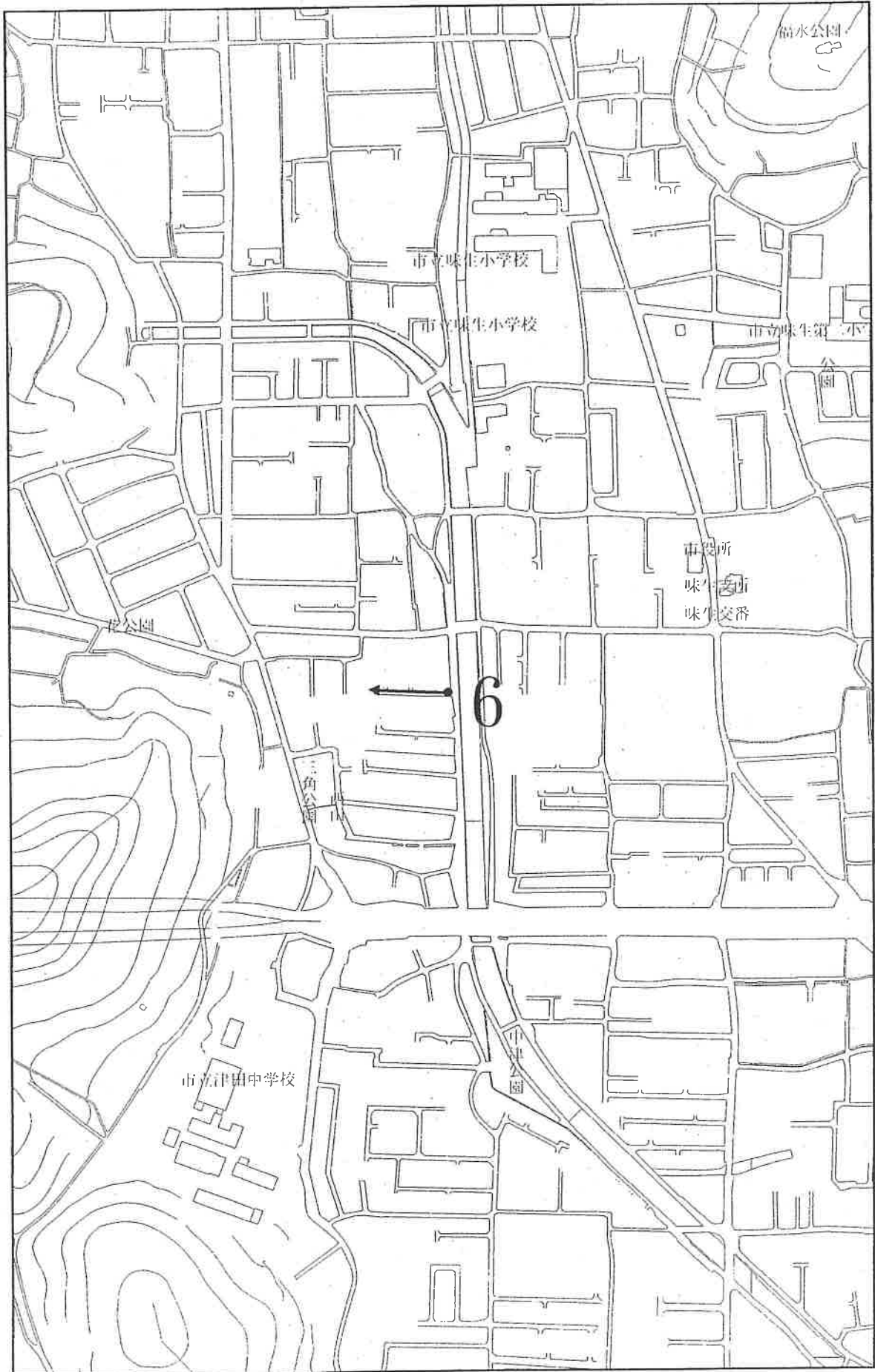
公園

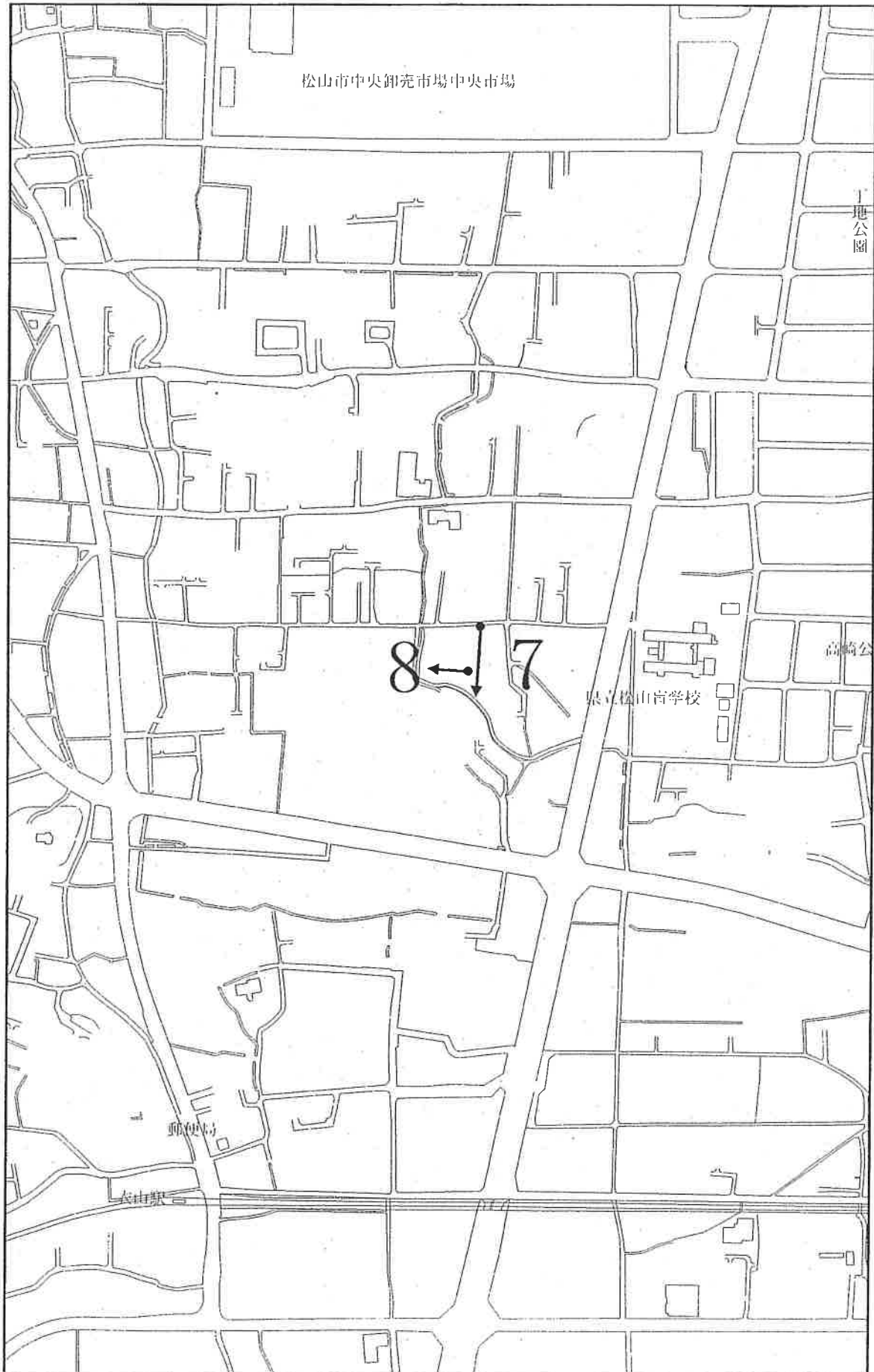
北公園

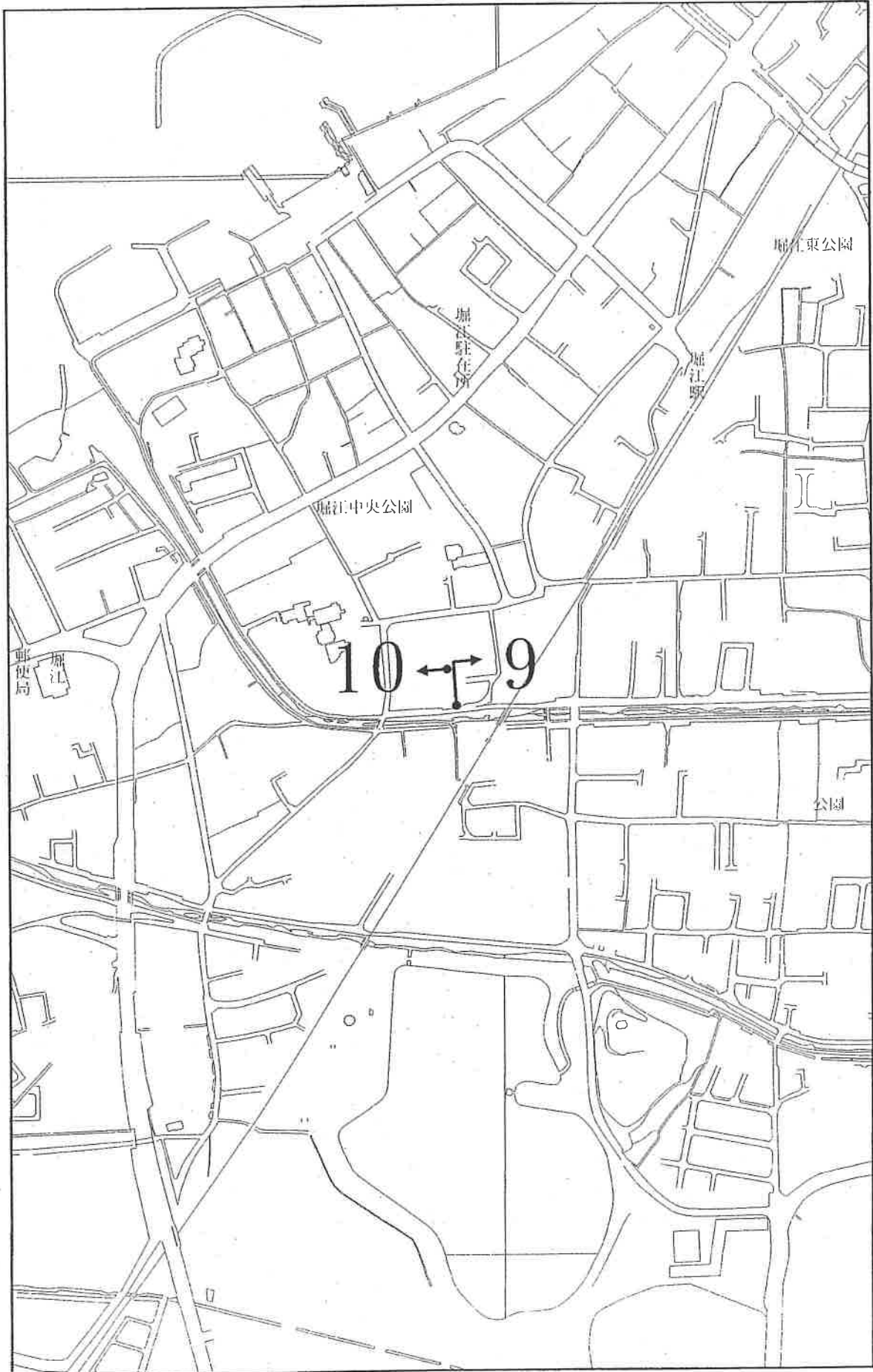
新石手公園

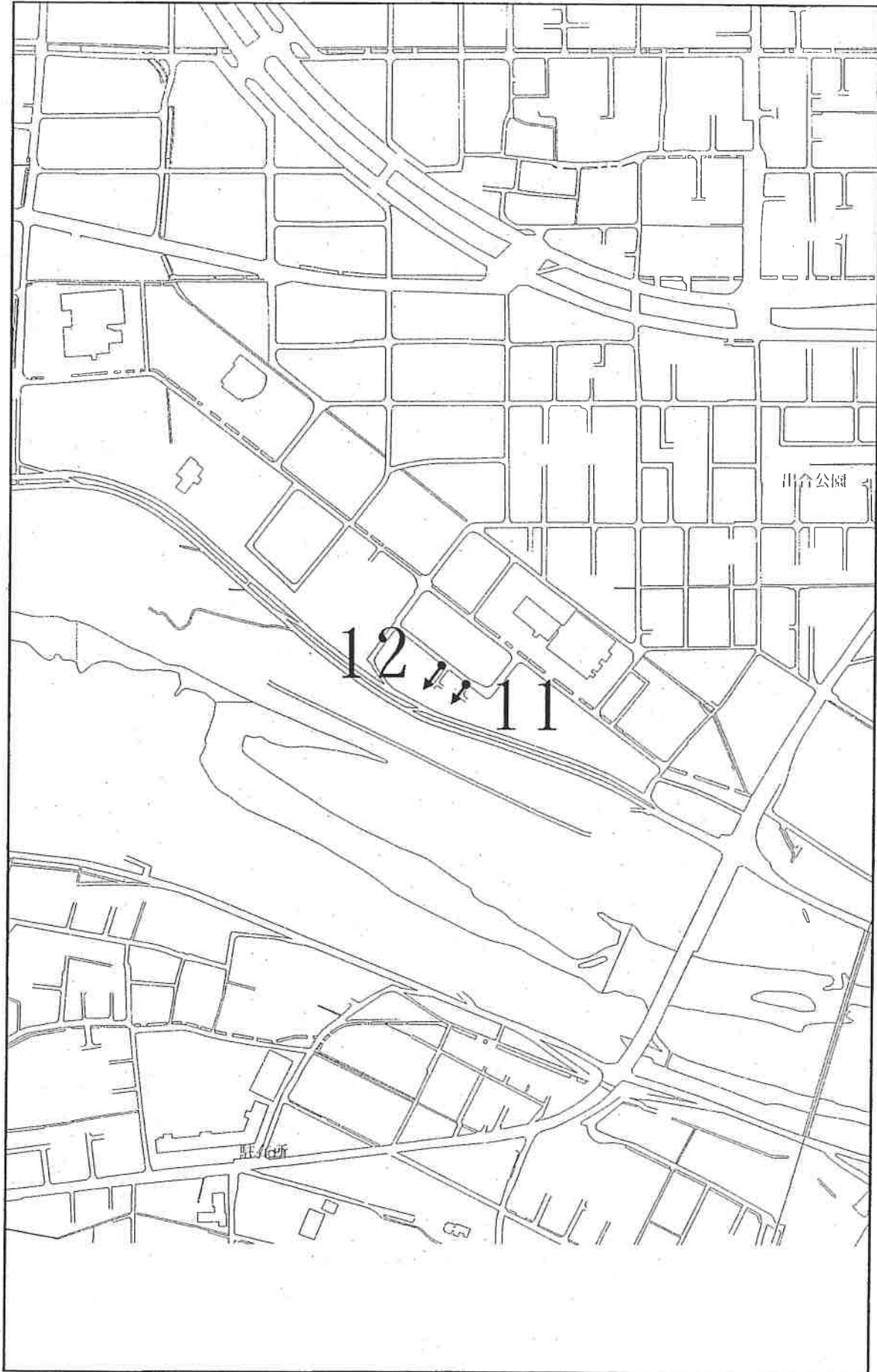
松山
郵便局







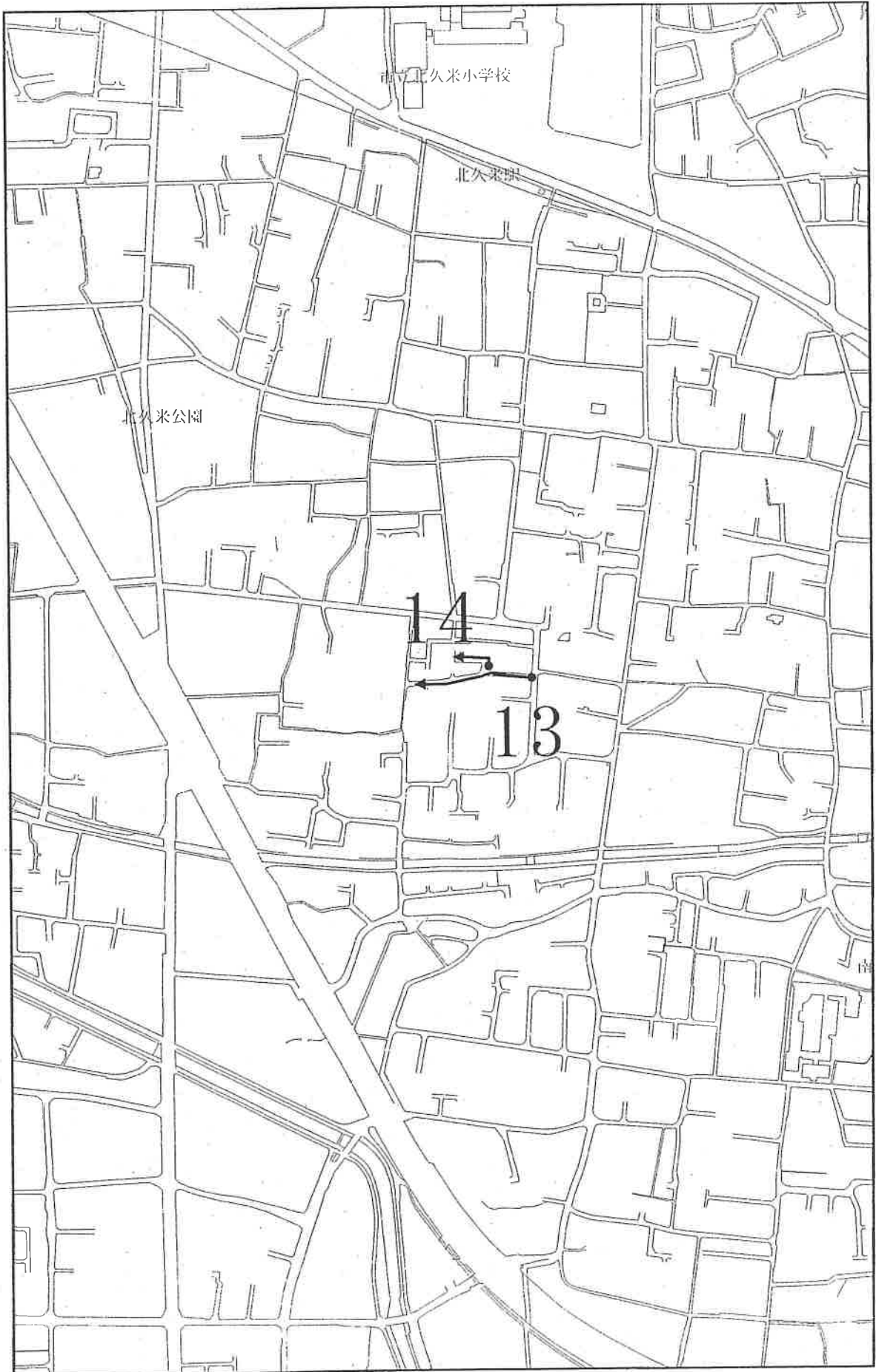


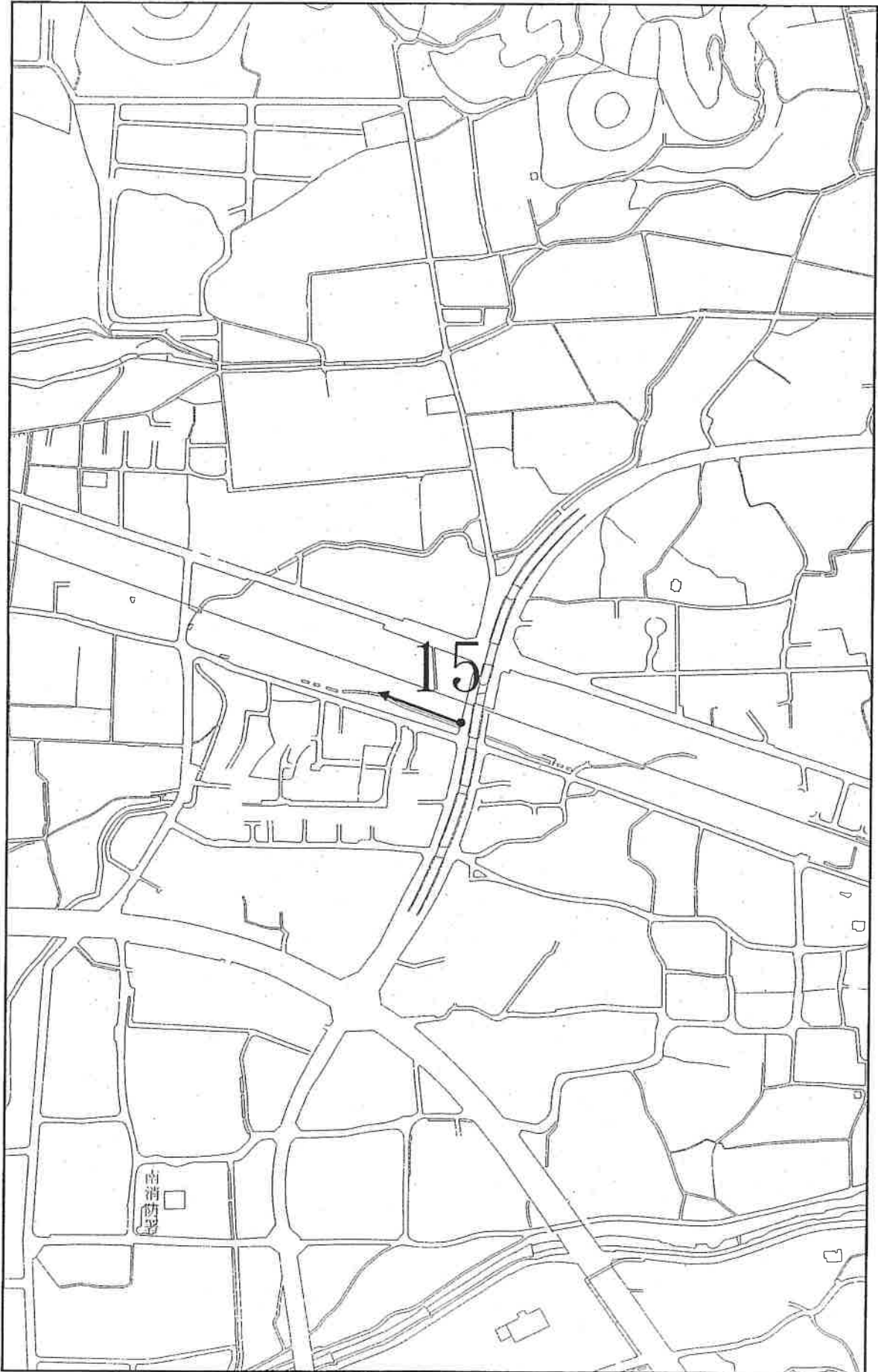


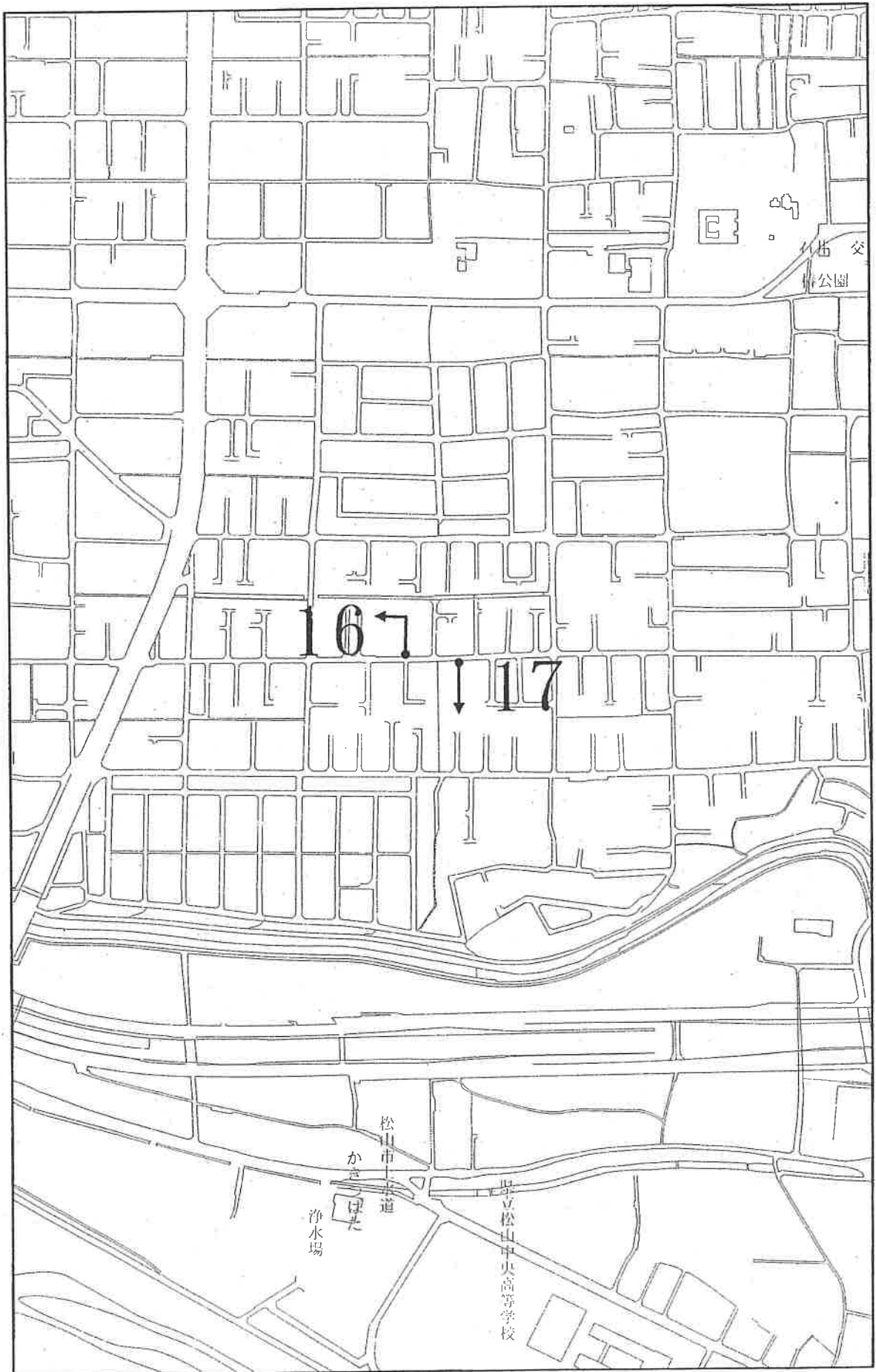
出合公園

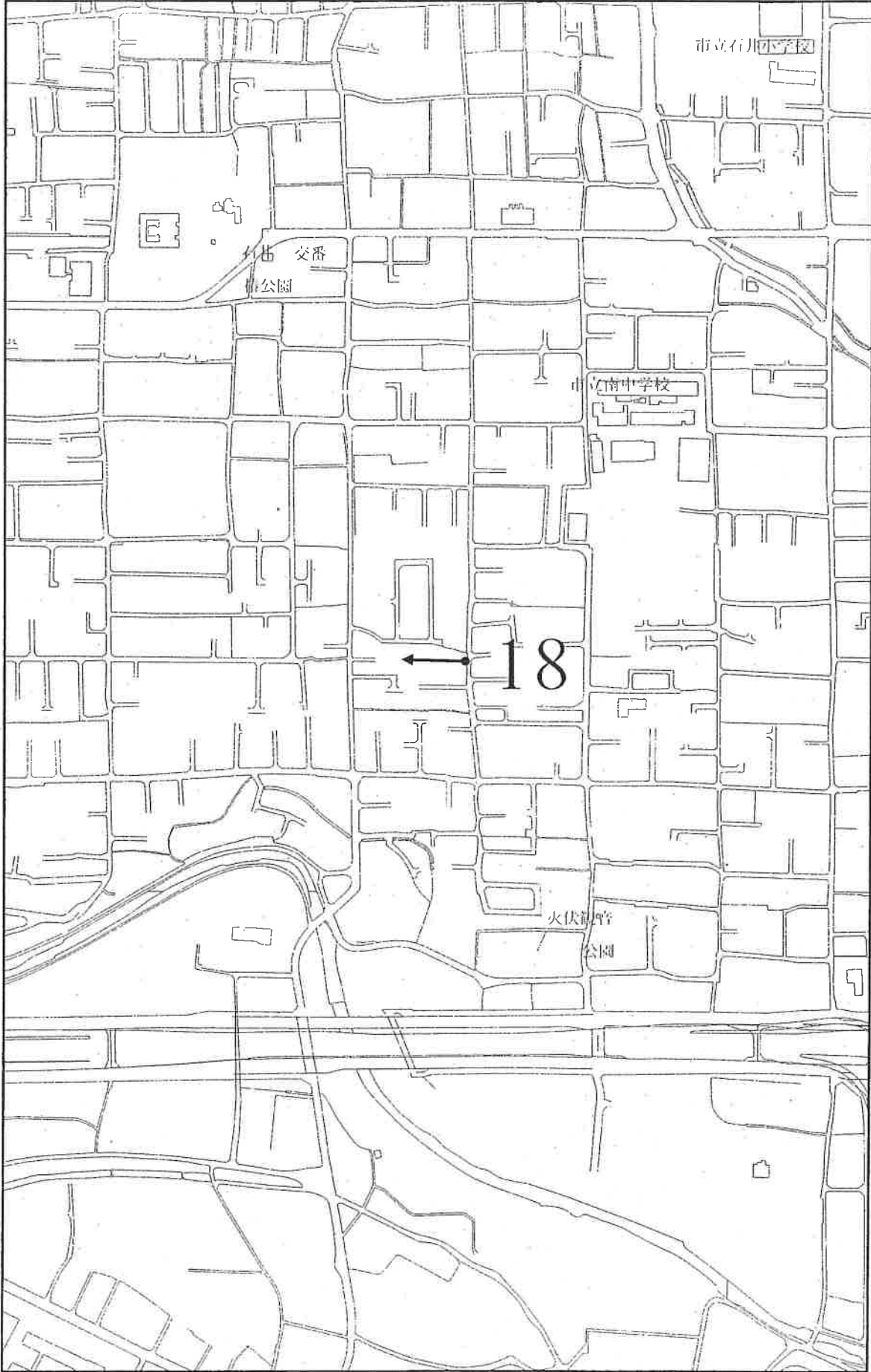
12 ↘ ↘ ↘ 11

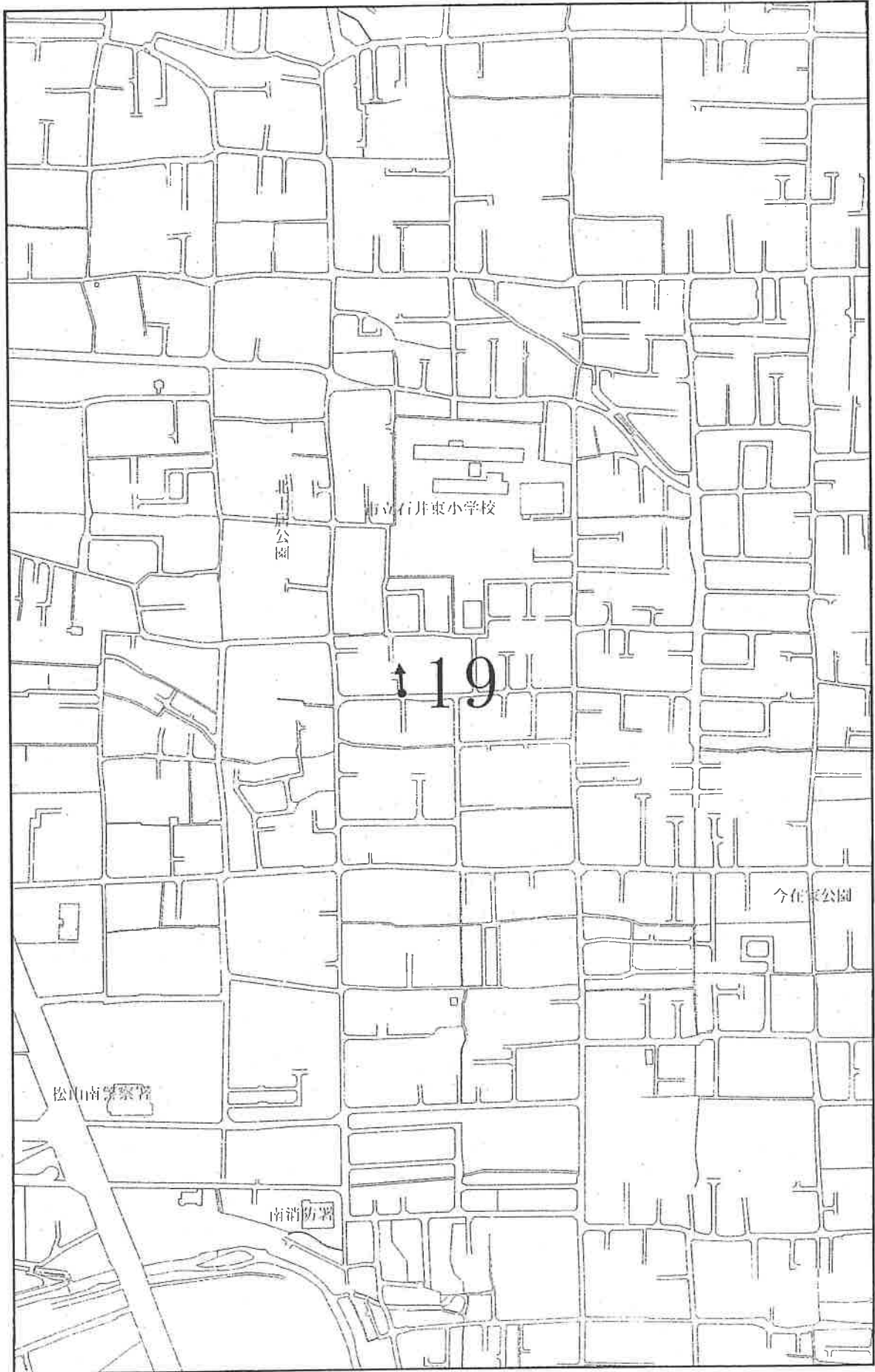
出合町

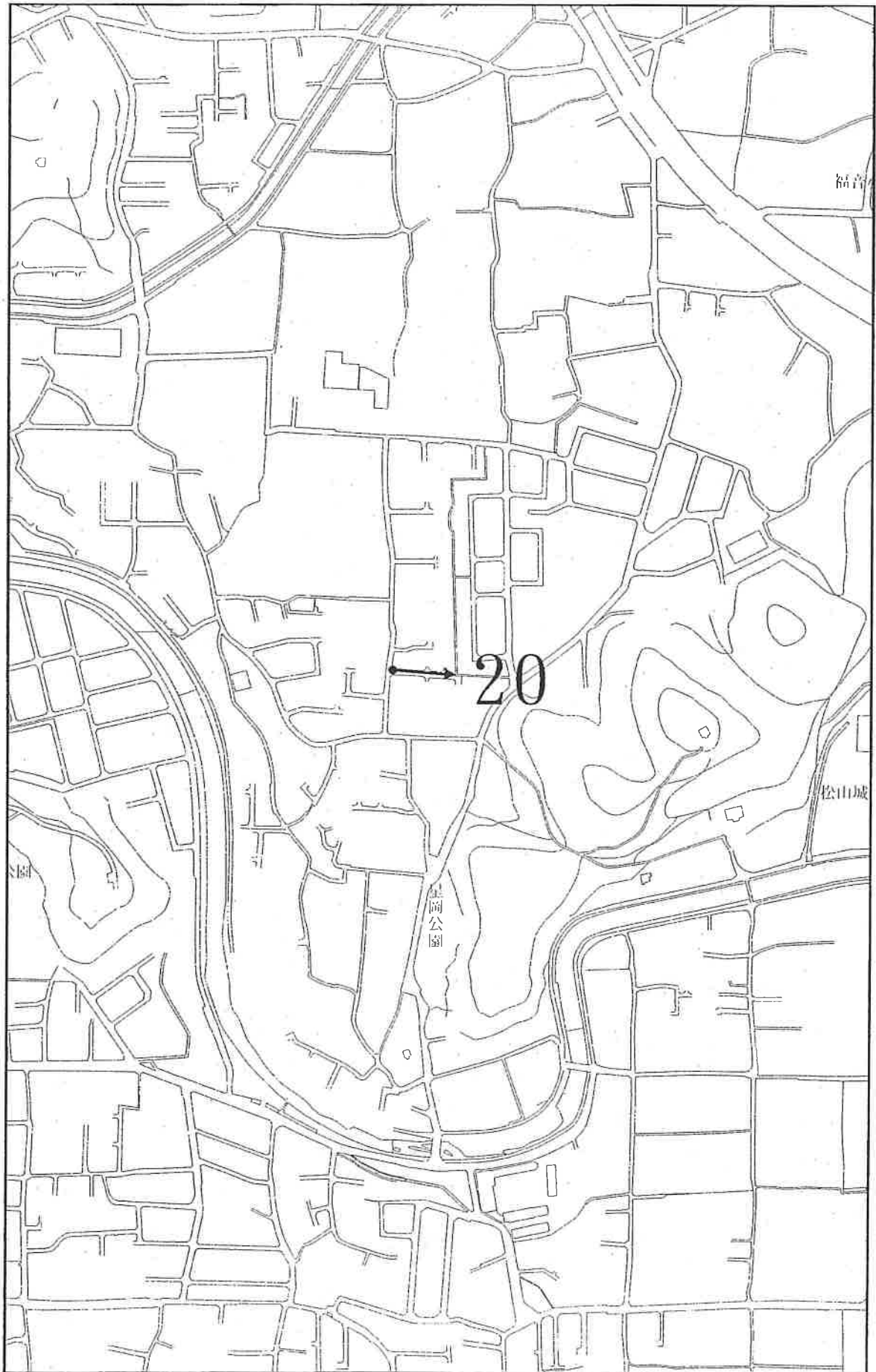












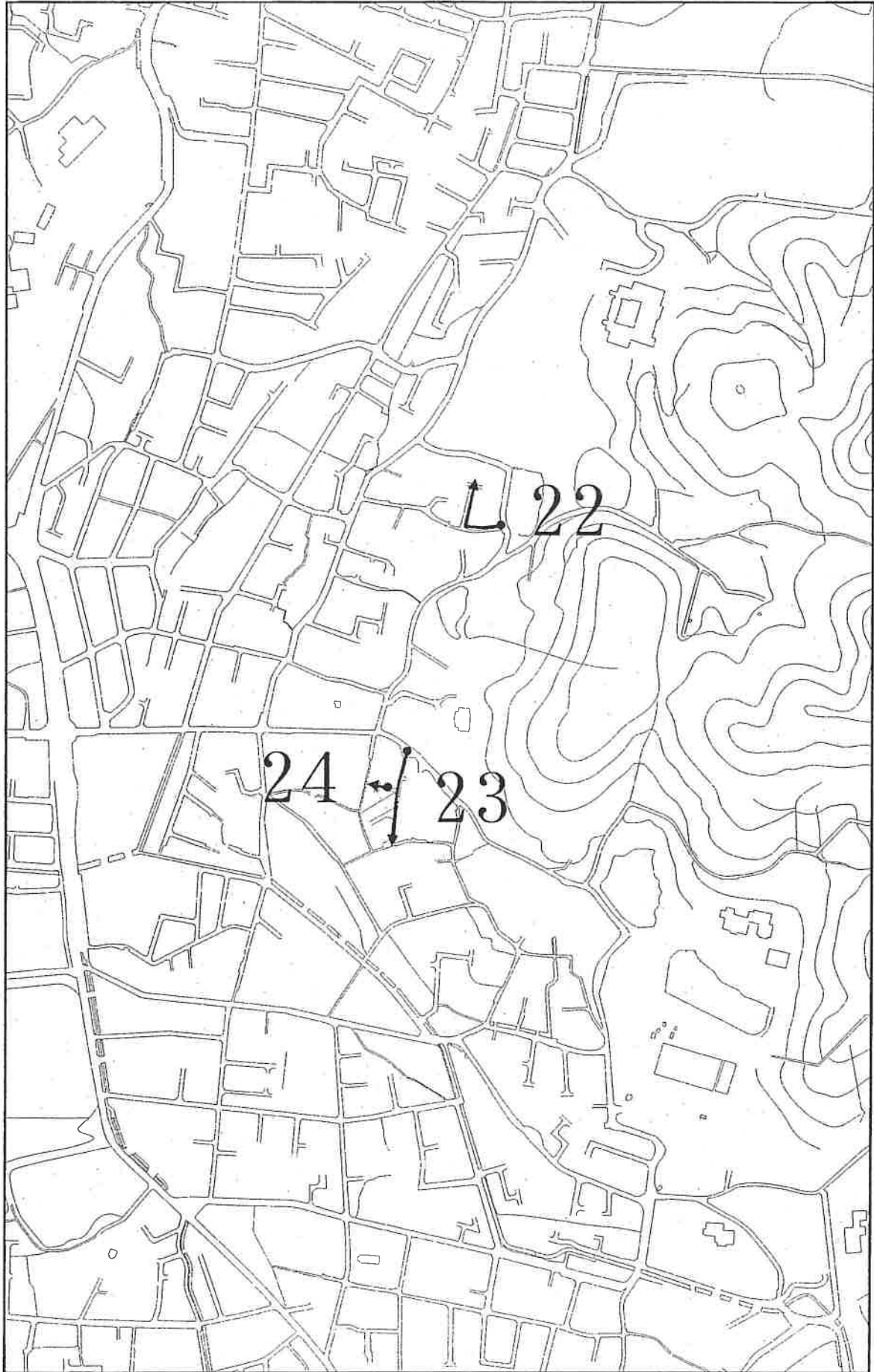
福音

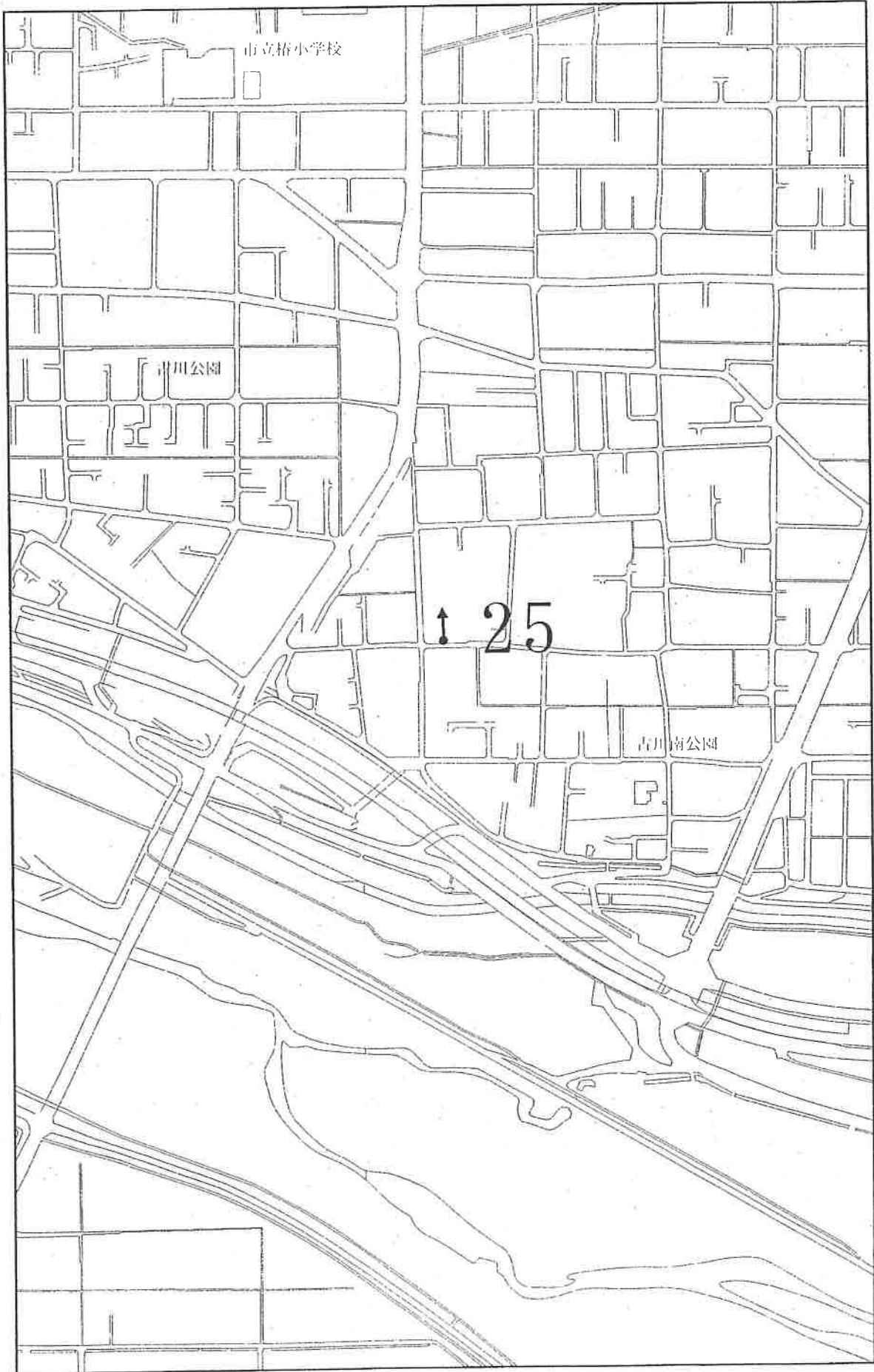
松山城

皇岡公園

20







図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	敷地の 幅員 m	延長 m
1	市 道 素鷲 187号線	松山市立花四丁目 397番7地先	松山市立花四丁目 420番12地先	5.3 ～ 9.7	141.0
2	市 道 雄郡 207号線	松山市土居田町 664番10地先	松山市土居田町 664番7地先	5.3 ～ 9.7	36.3
3	市 道 雄郡 208号線	松山市土居田町 12番1地先	松山市土居田町 12番3地先	4.3 ～ 8.9	26.0
4	市 道 桑原 282号線	松山市東野三丁目 甲246番2地先	松山市東野三丁目 甲240番6地先	4.3 ～ 8.6	79.8
5	市 道 道後 200号線	松山市岩崎町二丁目 443番7地先	松山市岩崎町二丁目 443番1地先	4.3 ～ 8.8	29.5
6	市 道 味生 300号線	松山市北斎院町 925番地先	松山市北斎院町 925番地先	4.3 ～ 9.6	66.2
7	市 道 久枝 284号線	松山市久万ノ台 139番3地先	松山市久万ノ台 139番7地先	4.3 ～ 8.8	57.0
8	市 道 久枝 285号線	松山市久万ノ台 139番8地先	松山市久万ノ台 139番11地先	4.3 ～ 8.4	40.2
9	市 道 堀江 252号線	松山市堀江町 甲1373番17地先	松山市堀江町 甲1372番8地先	4.3 ～ 8.6	58.9
10	市 道 堀江 253号線	松山市堀江町 甲1373番19地先	松山市堀江町 甲1372番4地先	4.3 ～ 8.4	25.3
11	市 道 余土 256号線	松山市余戸南五丁目 2110番3地先	松山市余戸南五丁目 2110番5地先	4.7 ～ 9.1	19.7
12	市 道 余土 257号線	松山市余戸南五丁目 2110番10地先	松山市余戸南五丁目 2110番11地先	4.7 ～ 9.1	25.0
13	市 道 久米 257号線	松山市南久米町 472番3地先	松山市北久米町 470番11地先	4.5 ～ 9.6	108.0
14	市 道 久米 258号線	松山市北久米町 470番4地先	松山市北久米町 470番5地先	5.3 ～ 10.8	42.2
15	市 道 小野 242号線	松山市平井町 甲2299番1地先	松山市平井町 甲2299番10地先	4.4 ～ 8.9	80.9
16	市 道 石井 538号線	松山市古川南二丁目 734番13地先	松山市古川南二丁目 734番6地先	4.5 ～ 8.9	62.0

図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	敷地の 幅員 m	延長 m
17	市 道 石井 539号線	松山市居相六丁目 205番31地先	松山市居相六丁目 205番25地先	4.3 ～ 8.7	45.1
18	市 道 石井 540号線	松山市北井門三丁目 489番2地先	松山市北井門三丁目 490番1地先	4.6 ～ 10.2	54.8
19	市 道 石井 541号線	松山市北土居一丁目 293番6地先	松山市北土居一丁目 293番12地先	4.3 ～ 8.7	24.7
20	市 道 石井 542号線	松山市星岡二丁目 530番6地先	松山市星岡二丁目 530番8地先	4.3 ～ 8.8	57.5
21	市 道 久谷 196号線	松山市中野町 甲365番2地先	松山市中野町 甲365番3地先	4.3 ～ 8.8	23.1
22	市 道 桑原 283号線	松山市畑寺二丁目 447番1地先	松山市畑寺二丁目 456番28地先	4.3 ～ 8.7	73.2
23	市 道 桑原 284号線	松山市畑寺三丁目 438番2地先	松山市畑寺三丁目 409番地先	4.2 ～ 17.0	87.7
24	市 道 桑原 285号線	松山市畑寺三丁目 232番6地先	松山市畑寺三丁目 232番7地先	4.3 ～ 9.3	19.6
25	市 道 石井 543号線	松山市古川南二丁目 693番6地先	松山市古川南二丁目 693番6地先	4.3 ～ 8.7	28.8

